

不適正な経費支出に係る事務手続き

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																								
枚岡警察署	<p>下記委託業務・工事請負業務においては、起案・決裁手続を実施せずに当該業務を発注し、必要な経費支出手続を怠っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者から見積書を徴取したが、必要な起案・決裁手続を行わずに、業務を発注した[(1)、(2)]。 予算配当の前に、業者から見積書の徴取や必要な起案・決裁手続を行わず、業務を発注した[(3)]。 履行確認の検査をしているにもかかわらず、起案・決裁手続が未実施であることに気付かなかった。 <p>また、(1)については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定められている支払請求のあった日から、15日以内に支払いが行われていなかった。</p> <p>(1)本署窓ガラス清掃業務 (49,938円)</p> <table border="1" data-bbox="513 989 1169 1325"> <tr><td>見積書日付</td><td>平成25年11月28日</td></tr> <tr><td>完了届、検査日</td><td>平成25年12月10日</td></tr> <tr><td>請求書日付</td><td>平成26年1月27日</td></tr> <tr><td>委託業務の経費支出伺起案</td><td>平成26年2月5日</td></tr> <tr><td>経費支出手続(支出負担行為)</td><td>平成26年2月14日</td></tr> <tr><td>支払日</td><td>平成26年2月18日</td></tr> </table> <p>(2)本署2階留置施設給湯器取替工事 (39,900円)</p> <table border="1" data-bbox="513 1409 1169 1745"> <tr><td>見積書日付</td><td>平成25年10月25日</td></tr> <tr><td>完了届、検査日</td><td>平成25年11月7日</td></tr> <tr><td>請求書日付</td><td>平成26年2月6日</td></tr> <tr><td>工事請負業務の経費支出伺起案</td><td>平成26年2月7日</td></tr> <tr><td>経費支出手続(支出負担行為)</td><td>平成26年2月13日</td></tr> <tr><td>支払日</td><td>平成26年2月17日</td></tr> </table>	見積書日付	平成25年11月28日	完了届、検査日	平成25年12月10日	請求書日付	平成26年1月27日	委託業務の経費支出伺起案	平成26年2月5日	経費支出手続(支出負担行為)	平成26年2月14日	支払日	平成26年2月18日	見積書日付	平成25年10月25日	完了届、検査日	平成25年11月7日	請求書日付	平成26年2月6日	工事請負業務の経費支出伺起案	平成26年2月7日	経費支出手続(支出負担行為)	平成26年2月13日	支払日	平成26年2月17日	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>業務委託等の契約・支出事務において、基本的な手続を怠り、大阪府財務規則第39条及び第62条並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の規定に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約・支出事務のルール等について周知徹底を図るとともに、再発防止に向け、具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (政府契約の必要的内容事項)</p> <p>第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。))を含む。第10条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記</p>	<p>契約・支出事務のルール等について、署長以下各課長並びに事務主担課である会計課員全員に対し、基本ルールを改めて教示し、これに従った会計事務を行うように周知徹底を図った。</p> <p>契約等に関する事務について、署内及び課内で情報共有を行うことにより、担当者任せとならないように相互チェックを行うことや、執務時間外での契約手続に誤りが生じないように、会計課員の緊急連絡先を署員に周知し適正に事務処理を行える体制にするなど、再発防止策を講じた。</p>
見積書日付	平成25年11月28日																										
完了届、検査日	平成25年12月10日																										
請求書日付	平成26年1月27日																										
委託業務の経費支出伺起案	平成26年2月5日																										
経費支出手続(支出負担行為)	平成26年2月14日																										
支払日	平成26年2月18日																										
見積書日付	平成25年10月25日																										
完了届、検査日	平成25年11月7日																										
請求書日付	平成26年2月6日																										
工事請負業務の経費支出伺起案	平成26年2月7日																										
経費支出手続(支出負担行為)	平成26年2月13日																										
支払日	平成26年2月17日																										

(3) 交通事故事件関係車両搬送業務 (35,910円)

見積書	なし
検査日	平成25年4月21日
請求書日付	平成25年5月31日
予算配当、委託業務 の経費支出伺起案	平成25年5月31日
経費支出手続 (支出負担行為)	平成25年6月7日
支払日	平成25年6月12日

録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- (1) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- (2) 対価の支払の時期
- (3) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (4) 契約に関する紛争の解決方法

(定をしなかった場合)

第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>港警察署</p>	<p>港警察署に平成27年1月14日に監査を行い、弁天町駅前交番を現地調査したところ、交番であることを示す看板及び車庫から車両が出る際に歩行者の状況を確認する鏡が歩道の上空に出ているにもかかわらず、大阪市の道路占用許可を受けていなかった。</p> <p>なお、看板については平成27年1月26日、府有地内に収まるよう移設され、鏡については撤去されている。</p>	<p>【是正を求めるもの】 署においては、現地確認を徹底し、公有財産管理に係る事務処理を適正に行われたい。</p> <p>【道路法】（抜粋） （道路の占用の許可） 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>【道路法施行令】（抜粋） （道路の占用の許可） 第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。 (1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ</p> <p>【大阪市道路占用規則】（抜粋） （占用許可の申請） 第2条 法第32条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の様式による道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>弁天町駅前交番を含む管内の全交番につき現地確認を実施し、現時点で他に同様の案件がないことを確認した。</p> <p>また、署員に対して公有財産管理に係る教養を実施し、適正な財産管理について周知徹底した。</p>